

2021年5月12日
記者発表資料
経済観光部産業政策課
課長 増山
電話 042-724-3296



【飲食事業者応援事業】

町田市×出前館「町田市デリバリー利用促進キャンペーン」を実施します

市は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式の「食事のデリバリー」を促進するとともに、市内飲食事業者を支援するため、株式会社出前館と連携し、消費者及び飲食事業者の配送料をともに無料にする「デリバリー利用促進キャンペーン」を実施します。

【キャンペーン内容】

■消費者向け

出前館のデリバリーサービスを利用して市内の飲食店へ注文した際に生じる、配送料が無料になります。

■飲食事業者向け

出前館のデリバリーサービスを利用して注文を受けた際に生じる、配達代行手数料が実質無料になります（翌月末に返金）。

【実施期間】

2021年6月1日（火）～8月31日（火） ※予算がなくなり次第終了。

（6月1日以降の注文で、8月31日までに配達される場合が対象。）

【参加方法】

■消費者向け

出前館ホームページまたはアプリからご注文ください。

※電話ではご注文いただけません。

■飲食事業者向け

出前館ホームページの出店希望フォームからお申し込みください。

※申し込み後、出前館ホームページに掲載されるまで、3週間程度かかります。

※詳しくは、出前館ホームページのお問い合わせフォームからお問い合わせ下さい。



<関連情報>

【飲食事業者応援事業】

「町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金」

市内の飲食事業者に対し、デリバリー・テイクアウトの実施に係る経費（容器・包装紙の消耗品費、チラシの販促費など）を支援するため、1店舗あたり一律5万円を給付します。これにより、「新しい生活様式」の実践例である「食事のデリバリー・テイクアウト」を促進します。

【給付対象者】

中小企業者のうち、以下の要件をすべて満たす飲食事業者

- ①町田市内に事業所（店舗）を有すること
- ②町田市内の事業所（店舗）において、
飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること
- ③町田市内の事業所（店舗）内に、飲食スペースを有すること
- ④2021年5月1日から6月30日の間に町田市内の事業所（店舗）において、
飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施していること
- ⑤町田市内の事業所（店舗）において、今後もデリバリー又はテイクアウトを
継続して実施する意思があること
- ⑥市税を完納していること又は市税の徴収猶予の許可を受けていること

【申請期間】

2021年5月6日（木）～2021年7月30日（金）※消印有効

【申請方法】

郵送